

空き家・空き地バンクチェックリスト（バンク登録）

登録申請者

| 物件分類 | 空き家 | 空き地 | 契約形態 | 売却 | 賃貸 |
|---|--|-----|--|----|----|
| 確認事項 | | | 確認したら○で囲む | | |
| 物件の所在地は、災害危険区域並びに帰還困難区域の外であるか | | | 区域外である | | |
| 物件に係る除染状況の確認 | | | 除染結果報告書あり | | |
| 空き家 | 物件は、集合住宅ではないか（一戸建て住宅のみ） | | 一戸建てである | | |
| | 居住を目的として建築している物件か（納屋、倉庫、工場等は不可、住宅に付随した敷地内であれば良い） | | 居住目的の物件 | | |
| | 現在、居住をしていない空き家。居住している場合は、近く居住しなくなる予定であるか、用途は | | 居住していない (退去予定、年 月頃) | | |
| | 良好な管理状態にあるか（住める状況にあるか） | | 良好な管理状態 | | |
| 空き地 | （農地の場合）500 m ² 未満であり、宅地転用が可能か | | 500 m ² 未満の農地 | | |
| | 面積がおおむね165 m ² から1,000 m ² （50 坪から300 坪）の間であるか | | 165 m ² ～1,000 m ² | | |
| | 現在、使用していない土地か。使用している場合は、近く使用しなくなる予定であるか、用途は | | 使用していない (退去予定、年 月頃) | | |
| | 良好な管理状態にあるか | | 良好な管理状態 | | |
| 申請者は、物件の所有者か（所有者以外は親族のみ。代理申請は、委任状が必要） | | | 所有者・親族 | | |
| （売却の場合）物件に係る東京電力の賠償状況について照会賠償同意前の売却は、所有者の不利益になる旨を説明。 | | | 照会可 | | |
| 物件は、自己所有か、共有か（共有の場合は、委任状が必要） | | | 自己所有・共有 | | |
| 暴力団員ではないことの確認 | | | 暴力団員ではない | | |
| （売却の場合）過去に宅地・建物の取引（賃貸借を除く）を行っていないか、又は取引を近々行う予定はないか。取引の内容によっては、宅地建物取引業法に抵触する可能性があることへの了解 | | | 取引なし 取引あり（ 回） | | |
| 指定宅建業者のうち希望する宅建業者があるか。原則、町長が定める輪番業者になるので希望に添えない時もある旨を説明 | | | 希望する 希望はない | | |
| 既に仲介を依頼している物件か。その場合は、原則、仲介依頼済みの業者を指定業者とする。別の場合は事前了解が必要 | | | 仲介をしている 仲介をしていない | | |
| 指定宅建業者に物件調査・契約交渉等について仲介を依頼すること、情報を提供すること、業者の物件調査(住宅インスペクションを含む)に協力していただくことについての同意 | | | 同意する | | |
| 物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情・紛争等については、浪江町が関与しないことの同意 | | | 同意する | | |
| 契約が成立した場合、宅地建物取引業法の規定による報酬が必要となることの同意（バンク登録自体は無料） | | | 同意する | | |
| バンク登録の公開時にすべての項目を公開するか。すべての項目を公開しない場合は情報公開内容確認書が必要となる（後日） | | | 全公開・部分公開 | | |

※ このチェックリストは、バンク登録申請書と併せて保存